

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 原信岩上店

所在地 柏崎市大字岩上字扇田251番1外

設置者 株式会社原信

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

・株式会社トップカルチャー

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前7時

3 変更を予定する年月日

平成27年7月11日

4 変更の理由

開店時刻の繰り上げにより、地域住民へのサービス向上を図るため。

5 届出年月日

平成27年7月10日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成27年7月24日から平成27年11月24日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp